

原子力事業者防災業務計画の修正について

1. 概要

原子力事業所災害対策支援拠点（以下、「後方支援拠点」という。）の候補地の整備並びに原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）関連法令の改正等に伴い、原子力事業者防災業務計画の修正を行う。

2. 修正理由

- (1) 後方支援拠点の候補地の整備による修正
- (2) 原災法関連法令の改正に伴う修正
- (3) 所要の見直し

3. 修正内容

- (1) 後方支援拠点の候補地の整備による修正
暫定候補地（拠点 A,B,C）を廃止し、後方支援拠点の候補地を新規設定
- (2) 原災法関連法令の改正に伴う修正
届出書、通報書に用いる様式の修正
- (3) 所要の見直し
誤記修正等の記載の適正化

以上